

## 令和3年度茨城県里親委託推進等事業業務委託仕様書

本仕様書は、令和3年度茨城県里親委託推進等事業業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「事業者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図ることを目的として実施する。

### 2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

### 3 内容等

本事業は、平成31年4月17日付け子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」に基づき、次の事業を行うものとする。

#### （1）事業内容

この事業は次の①から④を行うものとする。

##### ① 里親家庭のリスト作成

事業実施地区の里親家庭の委託可能の有無等に関する一覧表（様式第5号）を作成し里親を支援する他機関等に確認しながら、随時更新し、児童相談所から児童の委託等への相談を受けた際には、その一覧表を提出する。

##### ② 里親家庭の候補者の選定

里親家庭での養育が適切であると判断した子どもの状況等の説明を児童相談所から受け、それに対し、適当な里親を選定し、児童相談所へ里親情報表（様式第6号）にて報告する。

##### ③ マッチング（面接・外出・外泊）

児童相談所が決定した委託先候補者と、子どもの委託前交流支援を行う。里親委託予定者に対し、子どもに関する情報や養育上の留意点を伝えながら、面会等の交流を実施し、子どもと里親の関係づくりを行っていく。

また、里親家庭に対し、子どもを迎える準備を支援する。実施状況については、マッチング支援実施状況報告書（様式第7号）を随時児童相談所へ提出する。

##### ④ 里親委託等推進委員会の開催

里親委託等推進委員会とは、児童相談所の職員、施設の里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員、里親フォスタリング機関等里親支援機関によって構成された会議を指す。

年数回開催し、里親委託の推進を目指し、情報交換を行ったり、学識経験者から必要

に応じて助言・指導を受けたりする。開催日程や内容については、児童相談所と相談すること。

## (2) 事業の実施体制

この事業の実施にあたっては、(1)の①から④の主たる担当者として、里親支援事業全体の企画及び里親等と乳児院等の児童福祉施設、関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成等を行う里親等委託調整員を配置すること。

また、里親等委託調整員の業務を補助する職員(委託調整補助員)を配置することができる。

## (3) 里親委託調整委員の資格要件

里親委託調整委員の資格要件は次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であつて、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ⑤ 都道府県知事が①から④に該当する者と同様以上の能力を有すると認めた者

## (4) 事業の実施地区

### ①中央児童相談所・日立児童相談所・鉾田児童相談所管内

水戸市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村、大子町、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

### ②土浦児童相談所・筑西児童相談所管内

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、阿見町、美浦村、利根町、河内町、古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、五霞町、八千代町、境町

(※実施地区ごとの募集となりますが、複数地区に応募することも差し支えないこととする。)

## (5) 留意事項

- ① 里親支援専門相談員と3(1)①から④事業担当者との兼務することはできない。
- ② 事業者は、実施地区の児童相談所、市町村、児童養護施設等との連携を図り、事業遂行に努めること。
- ③ 他のフォスタリング事業実施者と連携を取り、包括的な里親支援に努めること。
- ④ 委託候補里親の選定にあたっては、平成23年3月30日雇児発0330第9号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。
- ⑤ 子どもと里親との交流や、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。
- ⑥ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや

施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

#### 4 実施状況報告

事業者は、事業終了後、県に実施状況報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

#### 5 関係書類の整備等

(1) 事業者は、次の帳簿を備えなければならない。

ア 本事業実施に係る収支に関する帳簿

イ 事業対象者に対する支援の記録

ウ その他本事業実施に際して必要となる諸記録

(2) 事業者は、委託期間満了後、県から指示があったときは、事業対象者に対する支援の記録を県に引き継がなければならない。

#### 6 事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称及び住所

(2) 再委託を行う業務の範囲、必要性

(3) 契約金額

#### 7 その他の事項

(1) 仕様変更

事業者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。

(2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(3) その他

ア 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。

イ 採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する場合がある。

ウ 未委託里親や委託後の里親の意向に配慮すること。

エ 未委託里親や委託後の里親の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。